

【特集】犯罪・非行へのもう一つの視点—犯罪被害者等への支援, 現状とこれから—
—現代行動科学会第33回大会テーマセッション—

犯罪研究の基本に戻って

(基調講演) 細江 達郎

(岩手大学名誉教授・岩手県立大学名誉教授)

I 被害者対応の歴史と現状

(1) 先進各国と日本の被害者支援の現状

欧米先進国では1960年代に「犯罪被害者補償制度」が創設されているが、日本ではそれに遅れること20年、1980年に犯罪被害者等給付金支給法が制定された。この「20年ギャップ」と言われていた日本の対策も、それなりに体制を整えてきたが、実質的な充実はまだこれからである。しかし、犯罪被害者等基本計画も本年、第3次計画が策定され、各種施策が進められている。第3次計画の主な論点として、①被害が潜在化しやすい被害者への支援、②民間団体の活動の促進、③地方公共団体における支援の充実促進、④犯罪被害者等の安全・安心の確保、⑤加害者の損害賠償責任の実現方策、が挙げられており、現状の問題点と今後取り組むべき方向が示されている。岩手県でも、(公社)いわて被害者支援センターが10年以上の活動を続けており、県犯罪被害者等支援連絡会には司法、警察はもとより、県や医師会、弁護士会、臨床心理士会など20以上の関連団体が参加し、被害者支援に連携して取り組んでいる。

(2) 被害者学

イスラエルの Mendelson(1900-98)が創始者とされ、当初から、被害発生の原因、被害防止対策、被害回復、被害者支援を目指していたが、犯罪に関する被害者の有責性(有責性のない被害者から最も有責性のある被害者に分類など)に注目が集められる傾向があった。この有責性論議は、犯罪発生のもう一方の機能を取り上げる必要性を認識させることに意味があった。しかし犯人の量刑を確定することを中心とした司法制度の中では、結果的に被害者側に犯罪発生の原因と責務を求めることにつながるという側面を持った。また被害者研究が、加害者との関連を離れて「被害者特性」を探りだそうとすると、かつての犯罪研究が犯罪者に特有な傾向を探ったのと同様な問題点に陥る陥穽でもある。被害者の有責性や被害者特性(例えば vulnerability)を論じることは、人々の日常会話の好みのテーマであり、「しろうと理論」(個人内への過度な帰属錯誤等)の陥る陥穽でもあった(細江、2005)。その後、世界被害者学会は国際シンポジウムを1973年から開き、日本でも1990年に学会が設立された。当初の犯罪被害者に加え、身体的・社会的弱者、政治的被害者も対象とされていった。このように被害者学の進展は、被害者支援の制度や、犯罪に限らず他の被害者(災害・戦争・難民・・・)にも関心が増加していき、法的、政治的な傾向や人権問題として捉える傾向を含めていった。被害者支援という方向性をもった研究姿勢の帰結でもある。

II 犯罪研究の基本に戻って

犯罪や犯罪者はどのような現象や人をさすのか。自分は犯罪をしたことはないのか。普通、刑務所に入っている人は犯罪者であろうと考えることがあるが、これも単純には言えない。まず犯罪は外に顕れた行動であるということ認識する必要がある。このことは個人の内的心的、無意識過程を探っても、それだけでは犯罪は理解できないことを意味する。さらに、この行動は生理的行動ではなく、他者に影響を与える「社会的行動」である。他者になんら影響を与えない行動は犯罪にはなりえない。この影響は少なくとも「好影響」ではない。さらに、この悪影響が相手だけでなく、第三者によって問題であると認められ、サンクションがなされなければならない。つまり行為者である人と他者との社会的影響関係と、それを裁定する広い法的文化との出会いで犯罪は規定される。「被害者問題」もこの視点で見ていくことになる。ストーカーやDVなどが、この動的関係の中で問題とされているのが容易に理解できる。科学のディシプリンでは、これは心理学、社会学、文化人類学（法科学）やその関連性を求める社会心理学が捉えるべき課題である。2016年の日本犯罪心理学会のシンポジウム「これからの犯罪心理学を考える：社会心理学とのクロスロード」は内容的には魅力的であったが、共感性などの社会心理学の個別な事象がとり扱われており、加害者・被害者・裁定者（人・社会・文化）の動的な関わりによる社会心理学的な現象であるという基本的視点の共有はされてはいなかった。これは現在の科学研究の細分化・集中化の一例でもある。長く行われてきた犯罪者（加害者）研究も一方的であり、被害者との関わりやサンクション側との対応が十分とは言えなかった。また反社会化はそれだけで深化するのではなく、社会化の進展を前提としている。こうした指摘は本邦において社会心理学的な視点をとる筆者らに留まるものではない。現在最も刺激的な研究をしている英国のCanter,D.は、「犯罪行動の実行と持続は、個人間の相互作用に埋め込まれている。それゆえに犯罪行動は社会心理学的現象である」と明確に記述している（細江、2008）。その意味で、この動的関係に関わる心理学・社会学・社会心理学・（文化人類学）を総合的に学習研究できる岩手大学行動科学研究室や本現代行動科学学会は意義深い存在である。

III 被害者問題で対応すべきさまざまな課題

現在各分野・職域で被害者関連は支援を含め取り扱われているが、各分野の課題に取り組みながら、他の分野、元となる科学的視点などにつねに考慮して取り扱う必要がある。

○加害者＝被害者関係

被害者は結局加害者との関係により被害者となるのであるが、そのなかでも特に家庭内暴力・いじめに見られる被害者＝加害者関係の逆転には留意が必要となる。少年非行によく見られる被害者＝加害者の連鎖（犯罪組織中心部⇒周辺部⇒非行集団⇒高校生⇒中学生⇒小学生⇒幼児）は、一見しての加害者が実はより犯罪性の深化した者の被害者でもあり、家庭内や組織内の大人達の被害者でもある。さらに“被害者なき犯罪”などと言われる薬物や風俗犯は、実は本人自体が被害者でもある。

○重要な被害者支援の課題

警察をはじめ各種組織が被害者支援に関わるようになったが、その取り組みは加害者が公的に取り扱われているのと比較して、依然脆弱なものであり、その制度的財政的整備が必要とされている。こうした側面を前提として、被害者支援で特に留意されるべきものは、

告発されない犯罪や潜在化する性犯罪への対応である。第3次計画にもあるように、ワンストップセンターの設置などの対策と充実が必要である。性被害に関わらず、加害者以外の人々による二次三次被害対策はさらに重視される必要がある。

○加害者の予後

現在矯正教育における被害者対応が試みられているが、まだ試行錯誤の段階といえる。加害者が自らが与えた被害と真に向き合うことのできるプログラムが求められる。矯正施設の収容者はいずれ地域社会に復帰する。こうした加害者の社会復帰を見据えた、被害者と加害者の和解する真の修復的司法の研究と実践が求められる。

○人々の認識

被害者問題は結局、人々の犯罪者観、被害者観が基盤となっている。援助（介入）・非援助（非介入）行動も犯行場面という複雑な状況の中で生起するが、人々の持つ認識の差異も影響する。単純化しないより成熟した観点を醸成する努力が求められる。

<文献>

細江達郎 2005 被害者・被災者の援助. 大橋英寿・細江達郎編 改訂版 社会心理学特論：発達臨床との接点を求めて 放送大学教育振興会 248-268.

細江達郎 2008 ノート：David Canter 破壊的組織心理学（Destructive Organizational Psychology）の紹介－犯罪は通常の社会的関係を前提としている－. 岩手フィールドワークモノグラフ 10：46-52.